

---

---

# 公益社団法人仙台南法人会

## 会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人仙台南法人会(以下「この法人」という)の定款第11条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会費)

第2条 この法人の会員は、下記の別表の会費額を納入しなければならない。

区分	資本金又は出資金	月額	年額
正会員	1,000万円未満	1,000円	12,000円
	1,000万円以上 5,000万円未満	1,500円	18,000円
	5,000万円以上 1億円未満	2,250円	27,000円
	1億円以上	2,500円	30,000円
	会社法による法人以外の法人	1,250円	15,000円
賛助会員	この法人の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所及び団体並びに個人	750円	9,000円

2 前項の会費については、理事会が相当の理由があると認めるときは、免除をすることができる。

### (会費の用途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

### (会費の納期)

第4条 会費の納入は年1回とし、請求後2ヶ月以内に納入しなければならない。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費月額に12を乗じたものを年額とし、自動引落としにより納入する。

3 前項の自動引落としを希望しない場合は、以下のいずれかの方法によることができる。

- (1) 金融機関を利用しての振込
- (2) この法人事務局への入金

### (中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日所属する月の翌月から年度末までの月数による。新規会員は、入会后請求されてから速やかに納入するものとする。

---

---

---

---

(会費の滞納)

第 6 条 会員が定款 8 条第 5 号に該当すると判断した場合は、会員資格を喪失する。

(会費額の決定)

第 7 条 会員は、事業年度中途において、資本金又は出資金の異動が生じた場合、その旨を本会に報告しなければならない。

2 会費額が増減する場合は、翌年度より適用する。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益社団法人仙台南法人会の設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

3 この改正規程は、平成 28 年 6 月 9 日より改正施行する。

4 この改正規程は、令和 3 年 6 月 11 日より改正施行する。

5 この改正規程は、令和 8 年 4 月 1 日より改正施行する。

---

---